

覚 書

厚生省環第 628 号
建設省都計発第 79 号
昭和 42 年 8 月 1 日

厚生事務次官 山 本 正 淑

建設事務次官 前 田 光 嘉

都市計画法（案）の運用に関し、厚生省と建設省は下記のとおり了解する。

記

建設大臣は、市街化区域に関する都市計画を定め、又は認可しようとするときは、あらかじめ、関係書類を添えて厚生大臣に通知するものとし、厚生大臣から意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。